**東京高裁H31.4.10判決について　　　　　　2019.6.18　熊本一規**

判決要旨

①**公益法人・随意契約問題**については、国交省職員の行為は**国賠法１条に違反する。**

しかし、それはＲＤＣへの介入であり、「**ＲＤＣに対する賠償責任が認められる可能性はあるが**、**原告個人に対する賠償責任を肯定するには無理がある」。**

[参考]国賠法1条

1. 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、**故意又は過失**によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2. 前項の場合において、公務員に**故意又は重大な過失**があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

②**第二海堡問題**については、**関東地整港湾空港部長及びその部下の行為は**、ＲＤＣへの介入にとどまらず島崎氏個人に対する制裁でもあり、**憲法16条を無視したもの**で、**国賠法１条に違反する**。

[参考]憲法16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

③**消滅時効**は、原告が**加害者を知った時期から始まる**が、島崎氏が加害者（役職）及び加害行為を特定できたのは平成27年のインタビュー終了時であり、本件訴訟は同年10月15日に提起されたから、**消滅時効の主張は採用できない。**

**判決の意義**

**1.請願権の行使に国が圧力を加えたことが明らかになるとともに、請願権の侵害が憲法16条及び国賠法1条に違反することが認められた。**

**→今後、請願権の行使に対し、国が圧力を加えることが困難になる。**

**2.消滅時効が「加害者（役職）及び加害行為を特定できた時期」から始まることが明確にされた。**

**3.事後的なインタビューをつうじて加害者(役職)及び加害行為を特定する手法が認められた。**

**判決後に残る不満点**

**1.国及び加害公務員の島崎氏への謝罪が必要。**

**2.加害公務員に憲法違反という「重大な過失」があったのだから、国は国賠法１条２項の求償権を行使すべき。**

**3.加害公務員への懲罰・処分も追求したい。また、刑事告発はできないか。**